

2022年8月吉日

ご契約者様各位

一般社団法人まごころ共済会

理事長 伴 敏行

まごころ共済会「ぞうさん入院プラン」保障内容改定のご案内

謹啓 残暑の候 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、まごころ共済会「ぞうさん入院プラン」に、ご加入ご継続いただいております事、厚く御礼申し上げます。

さてこの度、病気入院・傷害入院給付金のお支払いに関しまして、2022年8月1日付で下記の通り一部改定を行いました。

これは、ご加入者様からのご要望にお応えする形で、保障内容の充実を図ることを目的としたものであり、掛金の変更はありません。

なお、この改定に伴い、改定後の約款を同封させていただきますのでご確認いただきますようお願い申し上げます。

今後もこれまで以上にお客様のニーズにあった商品のご提供を心掛けてまいりますので、引き続き「ぞうさん入院プラン」をご愛顧賜りますようよろしくお願い申し上げます。

謹白

記

【ぞうさん入院プラン保障改定内容】

変更前	変更後
(病気入院共済金の支払) 第49条 本会は、被共済者が第48条（病気入院共済金の支払事由）に該当した場合には、1回の入院について60日を限度として、1日につき別表3記載の病気入院共済金（以下「病気入院共済金」といいます。）を支払います。	(病気入院共済金の支払) 第49条 本会は、被共済者が第48条（病気入院共済金の支払事由）に該当した場合には、1回の入院について60日を限度として、1日につき別表3記載の病気入院共済金（以下「病気入院共済金」といいます。）を支払います。 <u>ただし、1回の入院について、入院日数が5日以内の場合は、5日分に相当する病気入院共済金を支払うものとします。</u>
(傷害入院共済金の支払) 第53条 本会は、被共済者が第52条（傷害入院共済金の支払事由）に該当した場合には、その入院日数に対し1事故の入院について60日を限度として、1日につき別表3記載の傷害入院共済金（以下「傷害入院共済金」といいます。）を支払います。	(傷害入院共済金の支払) 第53条 本会は、被共済者が第52条（傷害入院共済金の支払事由）に該当した場合には、その入院日数に対し1事故の入院について60日を限度として、1日につき別表3記載の傷害入院共済金（以下「傷害入院共済金」といいます。）を支払います。 <u>ただし、1回の入院について、入院日数が5日以内の場合は、5日分に相当する傷害入院共済金を支払うものとします。</u>

以上